イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

三　公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　試験領域Ａに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　試験領域Ａに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

⑶　試験領域Ⅰに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ⅰに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

三　公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　試験領域Ａにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　試験領域Ａにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

⑵　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

⑶　試験領域Ⅰにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ⅰにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。